

## 沖縄県個人情報保護審査会答申第106号 概要

①件名	特定期間における子のいじめ事案に関連する資料に係る部分開示決定及び不開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	令和3年8月23日（受理：令和3年8月23日）
③実施機関	沖縄県知事（子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課）
④決定年月日	令和3年10月4日（子青第661号）
⑤決定内容	保有個人情報部分開示決定、保有個人情報不開示決定
⑥決定理由	<p>○保有個人情報部分開示決定</p> <p>条例第15条第3号：部分開示とした箇所（令和2年度第1回いじめによる重大事態再調査部会議事録）には開示請求者以外の第三者に関する情報が含まれているため。</p> <p>条例第15条第7号：部分開示（全議事録）としたのは部会員の率直な意見の交換が損なわれるおそれがあるため。</p> <p>条例第15条第8号：当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p> <p>○保有個人情報不開示決定</p> <p>条例第15条第8号：特定した文書については、審議内容にかかる資料であり、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p> <p>条例第19条第2項：請求内容の括弧書きに例示されている父親との記録、青少年子ども家庭課会議記録、私学課との記録、その他については不存在のため。</p>
⑦審査請求年月日	令和3年10月11日
⑧審査請求の趣旨	重大ないじめ事件であるため、真摯に受け止め対応するように。（全部開示、部分開示）
⑨審査請求理由要旨	調査報告は発表しているので、特定弁護士の回答は開示してもよい。
⑩諮問年月日	令和4年2月3日（沖縄県諮問子第10号）
⑪答申年月日	令和5年9月1日
⑫答申内容	<p>○審査会の結論</p> <p>沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った令和3年10月4日付け子青第661号による保有個人情報部分開示決定及び保有個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）のうち、審査請求人が出席した特定会議の議事録（以下、「特定議事録」という。）に係る保有個人情報部分開示決定及び保有個人情報不存在による不開示決定については概ね妥当であるが、特定議事録の不開示部分のうち、別表に記載された「審</p>

査会の判断」の「開示すべきとする部分」に記載の箇所については開示すべきである。

本件処分のうちその余の処分において不開示部分を不開示とした決定については、結論において妥当である。

#### ○審査会の判断理由（概要）

##### 1 保有個人情報の特定について

当審査会において、実施機関が特定した公文書（以下「特定文書」という。）を見分したところ、特定文書のうち、「令和2年度第2回いじめによる重大事態再調査部会議事録」（以下「令和2年度第2回会議議事録」という。）については、審査請求人が出席した会議の議事録であることから、審査請求人の個人情報といえるが、令和2年度第2回会議議事録以外の特定文書については、審査請求人に係る個人情報であるとは判断できない。

したがって、「令和2年度第2回会議議事録」以外の特定文書は特定すべき文書ではなく、審査請求人に開示されるべき情報ではないため、審査会ではまず、令和2年度第2回会議議事録に係る不開示情報の該当性について検討を行うこととする。

##### 2 令和2年度第2回会議議事録に係る部分開示決定の妥当性について

審査会において、実施機関に対し、令和2年度第2回会議議事録に係る不開示情報の該当性について改めて確認したところ、別表の「実施機関の判断」のうち「新たに開示できると判断した箇所」に記載された部分については新たに開示することとするが、その他の不開示とした部分については原処分どおり条例第15条第7号及び第8号に該当し、不開示とすることが妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、実施機関がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について以下のとおり検討する。

###### (1) 条例第15条第7号の不開示情報該当性について

実施機関は、議事録の全てを開示することにより、審議における議論の変遷や個々の委員の発言の多寡、発言内容により審議過程の一部のみを捉えて、委員に対する一方的な非難がなされる等により委員の自由かつ率直な意見の交換を差し控えるおそれ等があり、また、調査審議は個別の案件が発生する毎に反復して行われるため、審議された対象案件の答申が出された後であっても、審議過程が明らかになることは今後、同種事案の意思決定に不当な影響を与えるおそれがある旨説明する。

当審査会において実施機関が主張する条例第15条第7号の不開示情報を見分したところ、これを開示することによって生ずるおそれについては実施機関の主張のとおりであると概ね認められることから、実施機関が条例第15条第7号の不開示情報に該当するとして不開示としたことは概ね妥当である。

###### (2) 条例第15条第8号の不開示情報該当性について

当審査会において本件情報を見分したところ、当該情報は審議会の進行に係る情報であったり、関係児童や本件とは直接関係のない者の個人の行動その他のプライベートな情報を含むものであることが確認され、当該情報を公開すれば今後、同様ないじめ事案において関係者等から協力を得られなくなるおそれがあることに加え、個人の権利利

益を害するおそれがあると考えられることから、実施機関の主張のとおりと概ね認められる。

したがって、実施機関が条例第15条第8号の不開示情報に該当するとして、本件不開示情報を不開示としたことは概ね妥当である。

### (3) 開示すべき部分について

令和2年度第2回会議議事録に係る条例第15条第7号及び同条第8号の不開示情報該当性についての実施機関の判断は概ね妥当である。

しかしながら、当該議事録の左側に記載された発言委員の「役職名」については、実施機関が不開示の理由とする条例第15条第7号又は同条第8号に該当するものとは認められないため開示すべきであり、実施機関が追加で開示できるとした部分と合わせて、別表の「審査会の判断」で「開示すべきとする部分」に記載された箇所については、開示すべきである。

## 3 令和2年度第2回会議議事録以外の特定文書に係る部分開示決定及び不開示決定の妥当性について

令和2年度第2回会議議事録以外の特定文書（以下「対象外文書」という。）については、本件審査請求人の子の個人情報であり、審査請求人の個人情報とは認められないため、本件請求の対象外とすべき文書であった。

しかしながら、行政不服審査法第48条は不利益変更を禁止していることから、既に開示された部分については当審査会は判断せず、不開示部分のみの妥当性の判断を行うこととした。

実施機関が対象外文書について不開示とした部分については、審査請求人の子の個人情報であることから、結論において実施機関の決定は妥当であると言わざるを得ない。

## 4 不存在による不開示決定の妥当性について

本件請求のうち、審査請求人及び特定課との記録、その他の記録の情報について、実施機関は不存在であることを理由として不開示としている。

審査会において実施機関に対し、改めて当該情報の保有の有無を確認したところ、これらの文書については作成・取得しておらず、保有していないとのことであった。実施機関の上記説明に不合理、不自然な点はなく、実施機関の判断は妥当であると認められる。

## 5 付言

なお、本件に先行して審査請求人は実施機関に対して、自身の子の法定代理人として、本件と同様の保有個人情報開示請求を行い、部分的ながら子の個人情報の開示を受けている。

そして本件開示請求において、実施機関は開示請求の主体が別であることを認識しながらも、既に開示されているとの理由をもって、審査請求人に同じ内容の個人情報を開示しているところである。

しかしながら、開示請求の主体が異なれば、対象となる保有個人情報の「特定」の捉え方や、同じ特定文書においても開示決定の範囲が異なる余地が生じると解されるため、本件の実施機関の判断は適切ではない。

今後、実施機関においては対象となる保有個人情報が同じような開示請求が同時期になされた場合においても、開示請求主体の別を踏まえた適切な開示決定を行うよう強く要望する。